

令和3年6月18日

1 医療提供体制

(1) 患者受け入れ病床の確保

- ・患者の増加に伴う緊急的な対応として、重症患者、中等症患者の受入体制の強化に向け、各医療機関と個別に協議を行い、435床の病床を確保しています。さらなる病床の確保に向けて、引き続き、各医療機関と調整を行います。

(2) 後方支援病院等の確保

- ・新型コロナウイルス感染症の回復患者の退院・転院調整を円滑に行い、より効率的に病床を活用するため、関係団体等と連携し、後方支援病院（介護老人保健施設を含む）の確保に向けた取組を進めます。
- ・介護老人保健施設については、三重県老人保健施設協会の協力のもと、現時点で県内42施設において回復患者の受入が可能となっています。
- ・後方支援病院については、現時点で34施設において回復患者の受入が可能となりました。引き続き、地域単位での後方支援体制の整備を支援するなど体制整備を図ります。

(3) 宿泊療養施設の充実

- ・宿泊療養施設の活用を図るため、入所対象年齢を65歳未満まで引き上げるなど基準の見直しを行いました。
- ・宿泊療養施設については、6月15日から四日市市の施設で受入を開始し、既存施設とあわせて240室の運用を行っています。

(4) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・パルスオキシメーターの貸与、食事や衛生用品など生活物資の配送、医師・看護師等の助言を受けることができる相談窓口の設置など、入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ体制を確保しました。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、当初予定されていた方への接種は6月15日に完了しました。
- ・高齢者を対象とした住民接種について、7月末までの完了をめざし、接種を速やかに進めるため、市町の要望をふまえ、各市町の接種会場において接種に協力していただける医療従事者について、6月17日時点で県内6市町にのべ130名を派遣することとしています。また、集団接種会場を四日市大学（四日市市）、国立大学法人三重大学（津市）、三重県営サンアリーナ（伊勢市）に開設し、31,220回の接種を行います。なお、集団接種会場において必要な医療従事者については、

県内の病院、看護師等学校養成所、三重県看護協会等に協力いただきながら必要な人員を確保しています。

- ・供給されたワクチンを無駄にすることなく効率的に使用できるよう、接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定しました。
- ・地域の負担を軽減し、ワクチン接種の加速化を図るため、各市町が準備している接種事業に影響を与えないという前提のもと、企業等における職域接種が円滑に実施できるよう、新たに設置した「職域接種支援プロジェクト」において、接種促進に向けた調整等を行っています。6月17日現在で37の企業等から申請があり、接種予定人数は、のべ94,110人となっています。

「職域接種にかかる相談窓口」

電話 059-224-2082 午前8時30分～午後5時15分（土日祝を除く）

- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、引き続き、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で情報発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設しています。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）

3 まん延防止

（1）検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しました。
- ・外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につなげていくよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備します。
- ・重症化リスクのある方が多数いる場所・集団（医療機関・高齢者施設等）における感染者の早期発見と感染拡大防止のため、厚生労働省が医療機関・高齢者施設等に対して抗原定性検査キットを配布する取組について、事業を周知するとともに、国から施設への配布を円滑に進め、検査実施体制の充実を図ります。

(2) 社会的検査の実施

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障がい者施設を対象とした社会的検査を、5月に重点措置区域とされた7市5町及び津市において、7月末まで実施します。これまでに、対象施設758施設のうち約7割の527施設から21,347人分の申し込みがあり、6月17日時点で、522施設、のべ42,487人分の検査を実施しました。
- ・まん延防止等重点措置の解除後においても、予防的な観点から2週に1回の頻度で定期的な検査を実施していきます。

(3) クラスタ発生時の早期介入

- ・クラスタの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスタの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスタ対策班と連携した封じ込め対策の立案や感染経路の解明を進めます。

(4) 変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、引き続き変異株のスクリーニング検査を実施します。なお、6月14日の週以降は、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等（インドで最初に検出された変異株）を含む変異株の検査を実施しています。
- ・国立感染症研究所から貸与される検査機器（次世代シーケンサー）を用いて、今後変異株のゲノム解析を行えるよう、解析体制の構築に取り組みます。

(5) 事業者への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体と連携・情報共有して実施しています。
- ・感染リスクが高い状況で勤務させているような事業所への指導監督の強化を三重労働局に要請し、三重労働局においては、5名以上の外国人を雇用する県内事業所610社を対象に、改めて感染拡大防止対策の基本的事項への自発的な対応を促すとともに、すべての事業所を対象に、テレワーク・時差出勤等の推進など、感染防止対策の5つのポイントについて、5月中にその取組状況の報告を依頼しました。6月末まで労働基準監督署において、個別の訪問支援が実施されています。

(6) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内12の市民団体に啓発チラシを送付し、

ホームページやSNSでの情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。

- ・外国人を雇用する県内企業約 270 社に対し、やさしい日本語や多言語での啓発チラシを送付し、外国人労働者への周知を依頼しています。また、名古屋出入国在留管理局や三重労働局とも連携・情報共有し、一人でも多くの外国人住民に情報が届くよう、啓発を強化します。
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。

(7) 感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県内の主要道路において、AIカメラを活用して道路交通量を計測し、その推移を毎週公表するとともに、県内各地の道路情報板、県ホームページ、県土整備部公式ツイッターで交通量の状況に応じたメッセージを掲示し、利用者の方々に移動の自粛を呼びかけています。
- ・多くの人が集まる海岸や河川敷、飲食が想定される県営都市公園に注意喚起看板（日本語、英語、ポルトガル語）を設置しています。また、特に大人数での飲食が複数確認された御殿場海岸、香良洲地区海岸については、引き続き、土曜日、日曜日に広報車による感染防止対策の徹底、県境を越えた三重県への移動自粛の協力依頼の呼びかけを実施するとともに、一部閉鎖する措置を実施しています。
- ・警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲酒やバーベキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に声掛けを行っています。

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算及び5月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) 営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

- ・6月20日まで、結婚式場を含め飲食店への営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に、時短要請協力金を支給します。
- ・6月21日から30日まで、営業時間短縮要請が継続する四日市市の飲食店について、営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に時短要請協力金を支給します。
- ・営業時間短縮要請に加え、重点措置区域内の飲食店等に対しては、酒類の提供を行わないこと、県内全域の飲食店にもカラオケ設備の利用をしないことといった要請をおこなっていたこと、また、まん延防止等重点措置が解除された後も、時

短要請を行う地域があることなどから、申請にかかる事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

※ 5月9日～6月20日 重点措置区域 四日市市

5月9日～6月13日 同上 11市町（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市）

6月21日～30日 まん延防止等重点措置が解除された後も時短要請が継続する地域 四日市市

「三重県飲食店時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・ 6月13日まで重点措置区域であった区域（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市）、6月20日で重点措置区域が終了となる四日市市において、大規模な運動施設・商業施設等への営業時間短縮要請に全面的に協力していただいた事業者を対象に、集客施設時短要請協力金を支給します。

また、申請にかかる事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

「三重県集客施設時短要請協力金相談窓口」

電話 059-224-3184 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象とする国の「月次支援金」について、活用が促進されるよう情報提供を行っています。
- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業、酒類提供自粛、カラオケ利用自粛の影響を受け、4月～6月の各月において売上が30%以上50%未満まで減少した（一部を除く）飲食店取引事業者等（※）を対象として支援金を支給します。

※ 飲食店取引事業者等とは

- ① 県内の飲食店取引事業者
- ② タクシー事業者・自動車運転代行業者
- ③ 県の時短要請の対象とならない、カラオケボックス等カラオケ店・酒類の提供を取りやめた飲食店事業者・結婚式場

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業による影響を受け、4月～6月の各月において売上が30%以上50%未満まで減少し厳しい状況が続いている県内の酒類販売事業者等に対して支援金を支給することとし、飲食店取引事業者等への支援も含め相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店取引事業者等支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口」
電話番号 059 - 224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

- ・まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給することとし、6月21日から申請受付を開始します。
- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されていましたが、重点措置区域で時短営業に協力する事業者については、4月末までとなっていた特例措置が、現時点で7月末まで引き続き適用されることから、区域内で時短営業に協力する事業者へ情報が行き届くよう、時短要請協力金の案内に併せて周知を行っています。
- ・雇用調整助成金の特例措置が縮減されていることを踏まえ、従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との労働力の橋渡しを行う「労働力シェア」や、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合は出向元と出向先の事業主に対し出向に要した賃金や経費の一部を助成する「産業雇用安定助成金」について、改めて周知を図ります。

（2）飲食店等の感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設

- ・新たに開業を予定している飲食店等や、接待を伴う飲食店等クラスター発生リスクの高い約1,400施設を対象に、ガイドラインの遵守状況など感染防止対策の現地確認および啓発を4月26日から実施しています。
- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度『あんしん みえリア』を創設し、5月11日に運用を開始しました。また、6月10日から、申請のあった飲食店等への現地確認を開始し、認証を進めています。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、6月30日に申請要項等を公表します。

（3）更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行うための、CO₂センサー等の購入経費の補助や、感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣について、5月31日から募集を受け付けています。また、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助については、6月21日から募集を開始します。
- ・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行うこととし、7月5日に申請要項等を公表します。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・中小企業・小規模事業者がコロナ禍を乗り越えられるよう、特に売上が減少している事業者等を対象に、事業継続や業態転換を図るための支援の取組について、5月31日から募集を開始しています。
- ・ウイズコロナ時代に対応したビジネスモデルを提示し、中小企業・小規模事業者における事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援等

- ・県内において、DX（デジタルトランスフォーメーション）を牽引するモデルとなる企業を育成し、県内中小企業全体のDX推進につなげます。
- ・海外・県外生産品の県内製造への転換など、県内企業における強靱なサプライチェーン構築のための設備投資等に対して支援を行います。
- ・「みえの食」の販路拡大を図るため、ECサイトの機能を充実するとともに、それを活用したキャンペーン等を実施します。
- ・県内の感染状況が継続的に落ち着いた後すみやかに、旅行料金の割引や地域応援クーポンの発行等により、観光産業の中核を担う旅行業者や宿泊事業者等を支援します。
- ・テレワークの導入を検討している県内の中小企業等を対象として、6月1日から専門的な知識を有するアドバイザーによる無料の相談窓口を開設しました。また6月17日からテレワークアドバイザーを派遣する企業の募集を開始しました。